

令和5年 7月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和5年7月19日 開会

令和5年7月19日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和5年
7月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
7月19日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明	6
○議案第13号～議案第17号の上程、説明	7
○一般質問	10
15番 中村洋子議員	10
○議案第13号の質疑、討論、採決	16
○議案第14号の質疑、討論、採決	17
○議案第15号の質疑、討論、採決	17
○議案第16号の質疑、討論、採決	18
○議案第17号の質疑、討論、採決	19
○管理者のあいさつ	20
○閉 会	20
<hr/>	
☆	
署名議員	21
参考資料	
議決結果一覧表	23

埼玉県央広域事務組合告示第14号

令和5年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月12日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

- 1 期 日 令和5年7月19日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	小 泉 晋 史 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	市ノ川 徳 宏 議 員	4 番	にいつま 亮 議 員
5 番	相 馬 正 人 議 員	6 番	芥 藤 章 議 員
7 番	金 森 すみ子 議 員	8 番	諏 訪 三津枝 議 員
9 番	坂 本 国 広 議 員	10 番	橋 本 稔 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	岩 崎 隆 志 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	諏 訪 幸 男 議 員
15 番	中 村 洋 子 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和5年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和5年7月19日（水曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第1号の上程、趣旨説明
- 6 議案第13号から議案第17号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第13号の質疑、討論、採決
- 9 議案第14号の質疑、討論、採決
- 10 議案第15号の質疑、討論、採決
- 11 議案第16号の質疑、討論、採決
- 12 議案第17号の質疑、討論、採決
- 13 管理者のあいさつ
- 14 閉 会

○出席議員 15名

1番	小泉晋史	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	市ノ川徳宏	議員	4番	にいつま	亮議員
5番	相馬正人	議員	6番	斉藤	章議員
7番	金森すみ子	議員	8番	諏訪三津枝	議員
9番	坂本国広	議員	10番	橋本	稔議員
11番	秋谷	修議員	12番	岩崎隆志	議員
13番	浦田	充議員	14番	諏訪幸男	議員
15番	中村洋子	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	関口泰清
参事兼事務局長	小川哲夫
消防長	黒沼浩二
本部次長	黒沢高志
次長兼 消防総務課長	千村茂
副参事兼 警防課長	原田正美
鴻巣消防署長	中根一雄
桶川消防署長	卯月光弘
北本消防署長	福島統
予防課長	坂巻泰弘
救急課長	岩崎徳生
指令課長	鈴木浩一
総務課長	島田英樹

○本会議に出席した事務局職員

書記	福島大輔	書記	塩野谷剛史
書記	小杉友紀	書記	金井智弘

(開会 午前 9時03分)

◎ 開会の宣告

相馬正人議長 ただいまから令和5年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

相馬正人議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

相馬正人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
2番、矢島洋文議員、15番、中村洋子議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

相馬正人議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、7月19日の1日間といたしたいと思っております。これに異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は7月19日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

相馬正人議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりで
ございます。ご了承をお願いいたします。

◎ 諸般の報告

相馬正人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和4年度3月分、令和4年度及び令和5年度4月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記に報告いたさせます。

福島書記。

〔書記朗読〕

相馬正人議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行政報告

相馬正人議長 日程第4、行政報告を行います。

小川参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和5年第1回臨時会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、桶川消防署桶川西分署整備事業についてでございます。当該整備事業の計画地は、桶川市農業振興地域整備計画によって指定された農用地区域であることから、現在、当該区域からの除外申出を行っております。また、文化財保護法に基づく試掘調査を実施した結果、埋蔵文化財は確認されませんでした。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和5年4月1日から6月30日までの3か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は755件ございまして、前年度の同期と比較して89件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約9.9件ございました。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて143件で、前年度の同期と比較して13件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件ございました。

なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第1号の上程、説明

相馬正人議長 日程第5、報告第1号につきまして説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 本日ここに令和5年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計、消防自動車整備事業に係る繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越計算書のとおりご報告させていただいております。

以上でございます。

相馬正人議長 報告第1号につきましては、議決案件ではありませんので、報告のとおりご了承お願いいたします。

◎ 議案第13号～議案第17号の上程、説明

相馬正人議長 日程第6、議案第13号から議案第17号を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 今回ご提案申し上げました議案は5件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本案は、鴻巣市の6月議会定例会において、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に国に準じた改正を行うもので、本条例の一部改正を6月28日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第14号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

本案は、自動車事故による損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第15号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等（令和5年総務省令第8号）が公布されたこと及び平成30年7月の健康増進法（平成14年法律第103号）改正に対応するために規定の改正を行う

ものでございます。

次に、議案第16号 財産の取得について（災害対応多目的車）でございます。

今回整備をいたします災害対応多目的車は、鴻巣消防署へ配備しようとするもので、このたび購入する契約の締結準備が整いましたので、購入金額8,074万円で、日本機械工業株式会社本社営業部と契約の締結をしようとするものでございます。

次に、議案第17号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、令和5年度における第1回目の補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,895万6,000円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

相馬正人議長 次に、議案第13号から議案第17号の細部説明を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 それでは、議案第13号から議案第17号までの5議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

令和5年5月8日に人事院規則の一部を改正する規則が公布され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について改正するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に長時間にわたり接して行う作業、その他管理者が認める作業については4,000円を支給し、それ以外の業務については3,000円を支給する規定を廃止するものでございます。

続きまして、議案第14号 損害賠償の額を定め、和解することについてにつきましてご説明申し上げます。

本件は、令和4年12月27日午前10時25分頃、鴻巣市松原3丁目1番16号先の路上において、救急支援出動中の鴻巣西分署の水槽付消防ポンプ自動車と、停止していた相手方の普通自動車と接触し、右側後部を破損させ、相手方が首の痛みと張りにより通院したものでございます。

次に、事故の過失割合について、組合が100%、相手方が0%でございます。

次に、損害賠償額74万2,071円の内訳につきましては、相手方車両修理代が24万563円、相手方代車費用が8万3,600円、治療費が16万8,508円、傷害慰謝料が24万9,400円でございます。なお、損害

賠償額につきましては、全額保険対応となっております。

続きまして、議案第15号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

初めに、急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正を行うものでございます。

次に、防火対象物の喫煙所に標識の設置を求めているところでございますが、健康増進法第33条第2項に規定する標識を設けた場合は、条例に基づく標識の設置をしなくてもよいこととしたものでございます。

次に、附則でございますが、施行日は令和5年10月1日とし、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、従前に例によることとしたものでございます。

続きまして、議案第16号 財産の取得について（災害対応多目的車）についてご説明申し上げます。

現在、鴻巣消防署に配備しております災害対応多目的車が平成19年2月の初年度登録から16年を経過することから、第6次消防力等整備計画に基づき整備するものでございます。

議案第16号資料として、入札結果表と災害対応多目的車のイメージ写真及び諸元を添付させていただいております。

資料の3ページをお開き願います。今回、更新整備する災害対応多目的車の諸元、主な取付品及び積載品等でございます。

初めに、2、積載コンテナでございますが、コンテナの形状、大きさ及び機能でございます。

次に、3、取付品及び附属品でございますが、赤色警光灯、電子サイン、照明灯、GPSナビゲーションシステムなど必要な装置でございます。

次に、4、積載品でございますが、それぞれ使用用途は異なりますが、吸管、小型動力ポンプ、ドライブレコーダー、バックアイカメラ、接近警報器など、消防活動及び車両運用の安全性向上に必要な装備でございます。

次に、5、後方支援用資機材でございますが、エアーテント、エアコン、発電機、簡易トイレ、寝袋など、緊急消防援助隊派遣時の宿営に必要な装備でございます。

続きまして、議案第17号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。歳入でございますが、4款2項1目1節消防費委託金は、新型コロナウイルス感染症患者等移送に係る協定に基づき、本年4月1日から5月7日までの移送実績に応じた委託金を算出し、増額するものでございます。

10款組合債、1項1目消防債、消防総務課40万円は、事業費の確定により事業債を減額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。初めに、2款総務費、1項1目一般管理費、24節積立金、財政調整積立金152万7,000円は、一般会計分を積み立てるものでございます。

次に、3款消防費、1項2目17節備品購入費は、警防課の災害対応多目的車及び救急課の高規格救急自動車の入札による事業費の確定により、それぞれ110万円と80万5,000円を減額するものでございます。

以上で議案第13号から議案第17号の細部説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

相馬正人議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時22分)



(開議 午前10時13分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 一 般 質 問

相馬正人議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告により、質問を許可いたします。

15番、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

[15番 中村洋子議員登壇]

15番 中村洋子議員 おはようございます。一般質問させていただきます。

県央議会は初めてなので、初歩的なところからお聞きするということで、件名1、救急体制の現状について伺います。

要旨1、救急出動の現状と救急救命士の人数は足りているのかということで、やはり救急車には救急救命士が乗るという状況に今なっていて、命が救われているという現実があると思います。この状況を知りたいと思います。

それから、要旨2、救急搬送はコロナ禍と現在ではどのように変化しているのか、伺います。やはりコロナのときには、非常に装備して、コロナ患者さんをどういうふうに、どこに搬送するかというふうなことでご苦労されたかと思いますが、今でもまだコロナの状況というのはあるかと思いますが、現在とどのように変化しているのかを伺いたいと思います。

件名2、みずほ斎場について伺います。要旨1、建物の老朽化について伺うものです。やはりみずほ斎場ができて二十数年たっているという状況の中で、具体的に老朽化がどの辺で進んでいるの

かを伺いたいと思います。

要旨2、斎場運営の現状について伺います。夏場の状況とか四季折々、斎場運営の状況は大変だろうと思いますが、今現状どのようにして運営されているのか、伺うものです。

1回目終わります。よろしく申し上げます。

相馬正人議長 それでは、順次答弁を求めます。

岩崎救急課長。

[岩崎徳生救急課長登壇]

岩崎徳生救急課長 件名1、要旨1及び要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。当消防本部における救急出動件数は、年々増加傾向にあります。令和2年中につきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えにより減少いたしました。令和3年中は1万1,403件、令和4年中は1万3,976件で、過去最多の出動件数となりました。また、本年の1月から6月までは6,940件で、前年の同時期と比較して543件増加しております。なお、この出動件数にはドクターカーやドクターヘリと連携した件数も含まれております。

次に、救急自動車の台数は、国の消防力の整備指針に基づき10台であり、3署6分署に配置し、桶川消防署においては2台体制とし、常時10台を運用しております。また、非常用救急自動車を2台保有しております。

救急隊数は2交替制で20隊、救急隊員数は各救急隊に4名の配置により80名となっており、そのうち61名の救急救命士が業務に従事しております。なお、80名の救急隊員の中には、女性救急隊員と女性救急救命士が1名ずつ含まれております。

次に、救急救命士の資格取得につきましては、救急隊員として5年以上、もしくは2,000時間以上の実務経験を持ち、7か月間の養成課程を修了後、国家試験に合格する必要がございます。また、専門学校、大学等で専門課程を修了し、救急救命士の国家試験に合格した者の採用も行っております。

救急救命士の人員につきましては、総務省消防庁の救急業務実施基準では、「救急隊の編成は救急救命士の資格を有する者1名以上をもって編成するよう努める」とあります。当消防本部では、各救急隊の救急隊員4名のうち、救急救命士を3名以上配置しており、救急自動車に必ず1名以上の救急救命士が搭乗していますので、救急救命士の人員は充足しているものと考えております。

次に、要旨2についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、2類相当から5類に移行されました。

感染症法の2類相当では、陽性者の移送は保健所が行うこととなっておりましたが、陽性者の増加に伴い保健所の移送能力を超えたため、救急隊と保健所で連携を取り、保健所が搬送先医療機関を選定し、救急自動車での搬送がまいりました。しかし、本年5月8日からは保健所との調整がな

くなりましたので、通常の救急業務と同様に救急隊が搬送先医療機関を選定し、搬送しております。

当消防本部における新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送件数は、2類相当であった令和2年2月から本年5月7日までの間、890件の救急搬送がございました。このうち第7波の令和4年7月から9月までの3か月間は216件、第8波の令和4年11月から本年1月までの3か月間では261件がございました。なお、本年4月から6月までの3か月間では52件となり、搬送件数は減少しております。

第7波及び第8波の期間における救急搬送では、医療機関の受入れ制限により搬送先医療機関決定までに時間を要した事案や搬送先医療機関にてPCR検査等に時間を要した事案の増加により、救急出動体制が逼迫したため、非常用救急自動車を運用して対応してまいりました。この期間での救急自動車が出動してから帰署するまでの救急出動1件にかかる平均時間は108.6分で、新型コロナウイルス感染症が5類移行後の本年5月8日から7月4日までの救急出動1件にかかる平均時間は85.8分となり、22.8分短縮しております。

また、感染症対策につきましては、コロナ禍における全ての救急出動において、感染防止の上衣とズボン、N95マスク、ゴーグル、手袋及び保安帽の着装により、感染防止対策の徹底に努めてまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も、収束したものではないことから、コロナ禍と同様の感染防止対策を講じて出動しております。

以上でございます。

相馬正人議長 島田総務課長。

〔島田英樹総務課長登壇〕

島田英樹総務課長 件名2、要旨1及び要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。県央みずほ斎場は、常に荘厳で格調高い品位の下、人生終えんの場としてふさわしい施設環境を維持し、安定的に継続した運営が求められる施設でございます。建物に関しましては、令和2年度に長期的な視点に立ち、優先度や対応方針などを盛り込んだ埼玉県央広域事務組合個別施設計画を策定し、長寿命化に取り組んでいるところでございます。

次に、設備に関しましては、開設以来、5年間をサイクルとした県央みずほ斎場施設維持管理等計画を策定し、計画的な修繕を行っております。令和3年度には第5次の計画を策定いたしましたので、現在この計画と毎年実施する保守点検の結果を踏まえ、適切な設備の維持管理に努めております。

また、火葬炉につきましては、適正に管理することで約50年程度は維持することが可能とされており、当斎場におきましては、火葬炉内側のひつぎを乗せる台車ブロックを毎年交換、火葬炉全体を構成する耐火れんが等を10年から15年の間に交換し、火葬炉の適正維持に努めております。

しかし、近年の高齢者人口の増加に伴う火葬需要の増加や、開設から25年が経過していることなどから、施設の老朽化による不具合や経年劣化による設備の故障等が発生することも多く、ご利用者様への影響が懸念されることもございます。このような状況を踏まえ、埼玉県央広域事務組合個別施設計画に基づき、令和9年度から2年間をかけて、屋上防水や外壁の補修及び空調設備の更新や施設のバリアフリー化などを計画しております。このため、大規模改修までの間に建物や設備等に不具合が生じた場合は、応急的に部分修繕を実施して対応している状況でございます。

次に、要旨2についてお答えいたします。初めに、県央みずほ斎場の概要について説明させていただきます。県央みずほ斎場は、平成10年に開設し、平成23年度からは指定管理者による管理運営を導入、現在は県央みずほ斎苑管理グループが指定管理業務を行っております。斎場運営に係る職員は、パートを含め29名で、施設運営責任者、副責任者、セレモニースタッフ及び設備管理員等で構成されております。

施設といたしましては、火葬炉が人体炉8炉、動物炉、汚物炉、各1炉で、計10炉、式場が2会場、待合室が6室、その他売店や授乳室等を設置しております。

次に、葬儀や火葬等の状況でございます。葬儀の在り方に関しましては、家族葬、告別式のみでの式場利用、通夜の時間を早めてご焼香だけを行う形式など、新しい葬儀形態が定着してきております。

近年の斎場利用状況を見ますと、火葬件数は高齢化社会のため年々増加傾向にございます。一方で、通夜から告別式までの式場利用は減少し、告別式のみでの式場利用が増加している状況でございます。

以上でございます。

相馬正人議長 中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 それでは、2回目質問させていただきます。

救急体制で、これから夏場、熱中症搬送とか数の増加が見込まれます。また、その増加の対策と、時々ドクターヘリやドクターカーというのも救急車の中にあるというのも聞き及んでおりますが、こういった活用の仕組みの件数を教えていただきたいと思っております。

それから、みずほ斎場についての2回目です。今の状況では、内容はよく分かりましたけれども、喫緊の課題は何でしょうかということで、老朽化で計画的にやっているという状況ですが、今、こういうところが喫緊なのですよということがありましたらお願いします。

それから、要旨2の斎場の運営の現状についての再質問なのですが、高齢者社会によって火葬需要とか増えているということですが、やはり身寄りのない方とか、引き取り手のない方はどのように対応しているのか、伺いたいと思っております。

以上です。

相馬正人議長 岩崎救急課長。

岩崎徳生救急課長 件名 1、要旨 1 の再質問についてお答えいたします。

初めに、熱中症の対策につきましては、熱中症予防の観点から、組合市の公共施設にポスターの掲示、自主防災訓練や救命講習会で熱中症予防の 5 つのポイントを示したリーフレットの配布を行っております。また、組合ホームページ及びツイッターで熱中症予防の注意喚起を配信しております。なお、熱中症の増加により、救急出動体制が逼迫した際には、コロナ禍と同様に非常用救急自動車での運用体制を整えております。

次に、ドクターカーとドクターヘリの仕組みと要請件数についてお答えいたします。ドクターカーとドクターヘリは、主に重症外傷や緊急性の高い胸痛や背部痛など、それぞれの出動要請基準に沿って要請しております。

ドクターカーにつきましては、さいたま赤十字病院、自治医科大学附属さいたま医療センター及びさいたま市立病院が配備し、主にさいたま市、上尾市、伊奈町及び当消防本部管内に出動しております。なお、出動要請は、さいたま赤十字病院内にあるドクターカーコントロールセンターに連絡し、医師が各ドクターカーの出動状況や救急現場までの距離等を考慮の上、出動するドクターカーの選定を行っております。また、さいたま赤十字病院のドクターカーは 24 時間出動体制が取られており、自治医科大学附属さいたま医療センター及びさいたま市立病院のドクターカーは 8 時 30 分から 17 時 15 分までの出動体制となっております。救急隊は出動したドクターカーと連絡を取り合い、合流地点を決定いたします。ドクターカーと合流後には医師と看護師が救急自動車に同乗し、傷病者を病院へ搬送いたします。

ドクターヘリにつきましては、埼玉県では埼玉医科大学総合医療センターに 1 機配備されており、8 時 30 分から日没 30 分前までの出動体制となっており、埼玉県全域に出動いたします。当消防本部管内には 15 か所の離着陸場施設を登録しており、要請の際は、指令課の指定した管内の離着陸場施設で救急自動車と合流し、傷病者をドクターヘリで病院へ搬送いたします。

次に、要請件数につきましては、ドクターカーが令和 3 年中は 219 件、令和 4 年中は 266 件で、このうちドクターカーの医師が救急自動車に同乗して搬送した件数は、令和 3 年中が 119 件、令和 4 年中が 110 件でございます。

ドクターヘリは、令和 3 年中は 41 件、令和 4 年中は 28 件で、このうちドクターヘリで搬送した件数は、令和 3 年中が 14 件、令和 4 年中が 12 件でございます。

なお、119 番受信時に指令課員が出動要請基準に沿ってドクターカーもしくはドクターヘリの出動要請を行ったものの、救急隊が現場到着後、傷病者が軽症であった場合には、ドクターカーやドクターヘリをキャンセルすることがございます。

以上でございます。

相馬正人議長 島田総務課長。

島田英樹総務課長 件名 2、要旨 1、要旨 2 の再質問について、順次お答えいたします。

初めに、件名1の再質問についてお答えいたします。喫緊の課題とのことですが、先日、指定管理者が行った施設の自主点検で、地下の灯油タンクの気密漏れが指摘された件がございます。当斎場は、灯油を燃料として火葬と空調の一部を運転しているため、緊急に対応を協議し、火葬業務等に支障を来さないよう、修繕方法等について、現在業者と打合せを行っているところでございます。

また、これらのことにつきましては、月に1度、組合側がみずほ斎場に出向き、連絡調整会議を実施し、火葬業務や職員体制、管理経費の収支などについて報告を受けております。この中で、斎場施設の不具合や設備の故障などの報告を受け、その優先順位について協議し、1件50万円以内で年間合計150万円までは指定管理者が、それ以上の金額の修繕については組合が修繕を行っております。

次に、要旨2の再質問についてお答えいたします。高齢者に限らず身寄りのないご遺体につきましては、病院長や家屋管理人などが、また行き倒れ等の場合は市の福祉事務所長がそれぞれ申請者となり、葬祭業者に火葬の依頼をいたします。斎場では、火葬後にご遺骨を葬祭業者にお返しいたしますので、その後の対応につきましては当組合のほうでは把握してございません。

以上でございます。

相馬正人議長 中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 3回目質問します。

救急車を呼ぶというときには非常に慌てていたり、混乱していたりという状況もありますので、救急車を呼んでいいのかどうかと迷ったときの対応は何かありますでしょうか。3回目、伺いたいと思います。

それから、みずほ斎場につきましては、1件50万円以内で年間150万円までの修理を指定管理者が行うということですが、それ以上の金額で組合が修理を行ったことはあるでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

以上です。

相馬正人議長 岩崎救急課長。

岩崎徳生救急課長 件名1、要旨1の再々質問についてお答えいたします。

埼玉県では、24時間対応の埼玉県救急電話相談#7119を設置しております。こちらは、急な病気やけがで救急自動車を呼ぶべきか迷った際に電話で相談できるシステムとなっており、相談員が家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性や受診できる医療機関を案内しております。

また、スマートフォンやパソコンからチャット形式で相談できる埼玉県AI救急相談がございます。こちらは病気やけがの症状を入力することにより、AIが家庭での対処方法や医療機関受診の必要性、または緊急性について判定するものでございます。

以上でございます。

相馬正人議長 島田総務課長。

島田英樹総務課長 件名 2、要旨 1 の再々質問についてお答えいたします。

過去 3 年間に当組合が実施した修繕で金額の大きいところを例に申しますと、令和 2 年度に正面入り口の車を寄せる屋根部分の漏水修繕で 64 万 9,000 円を支出、令和 4 年度に冷温水式空調設備の気密漏れによる検査及び修繕で合計 202 万 4,000 円を支出したことなどがございます。

以上でございます。

相馬正人議長 以上で 15 番、中村洋子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 39 分)

_____ ◇ _____

(開議 午前 10 時 39 分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第 13 号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第 8、議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第9、議案第14号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第14号 損害賠償の額を定め、和解することについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第10、議案第15号 埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第15号 埼玉県中央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第11、議案第16号 財産の取得について（災害対応多目的車）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第16号 財産の取得について（災害対応多目的車）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第12、議案第17号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第17号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

相馬正人議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

並木正年管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、ご決定を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

結びに、これから一層暑さの厳しい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては、健康にご留意をされ、ご活躍くださいますように心からご祈念申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

相馬正人議長 以上をもちまして、令和5年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時46分)

議 長 相 馬 正 人

署 名 議 員 矢 島 洋 文

署 名 議 員 中 村 洋 子

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和5年7月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
13	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)	13	7月19日	承認
14	損害賠償の額を定め、和解することについて	14	7月19日	原案可決
15	埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	15	7月19日	原案可決
16	財産の取得について(災害対応多目的車)	16	7月19日	原案可決
17	令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	17	7月19日	原案可決